

2020年度名古屋市予算への重点要望書

- 1、市民のいのちと暮らし、福祉・医療を守るために
- 2、中小企業の賑わいが、元気な名古屋をつくる
- 3、青年をはじめ労働者がいきいき働けるルールを
- 4、どの子も生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを
- 5、大型開発優先でなく、環境にやさしい名古屋づくりを
- 6、地震・台風などの災害から市民を守る
- 7、女性の人権を尊重し、男女平等参画社会を推進するために
- 8、文化、芸術、スポーツが光る愛知を
- 9、「平和名古屋市宣言」に基づいて、憲法9条が生きる平和な名古屋を
- 10、「市政の主人公は市民」を貫く市政を

2019年10月25日

名古屋市長
河村 たかし 様

革新市政の会
代表 早川 純午

2020年度名古屋市予算への重点要望書

市民の暮らしの向上のための、貴職の日頃からのご努力に敬意を表します。

さて、私たち革新市政の会は、市民の暮らしを守り向上させる立場から、名古屋市の2020年度予算についての重点要望をまとめましたので、提出させていただきます。

消費税、年金、憲法など、市民の暮らしに直接かかわる課題を争点に実施された7月の参議院選挙は、改憲勢力が非改選を含めて3分の2を割り込み、「性急な改憲 NO」の民意が示されました。しかし安倍政権は改憲に固執する姿勢を変えないことなく、さらに固執し、民意との乖離を拡大しています。

安倍政権のもとで、大企業の内部留保が積み上げられ、労働者の賃金や下請け中小企業の受注単価にはそれが反映されず、暮らし向きも地域経済もいっこうに改善されていません。賃金も家計消費も大きく落ち込み、市民の暮らしの中に「格差と貧困」が拡大しています。

景気は回復どころか後退し、市民の暮らしが疲弊する中で、国の施策は、消費税10%への増税分以上の予算を使った増税対策など、矛盾極まりないものです。

名古屋市政においても、現在行われている市民税減税が市民の暮らしをどう変化させたのか、焦点となっている名古屋城天守木造復元にかかる予算は市民の暮らしにどんな影響を与えるのかなど、予算のあり方についての検証も必要です。

市政運営の基本は、名古屋市基本構想にある「憲法精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活の営める個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」にあります。

今、名古屋市政に求められていることは、1つには、安倍政権の悪政から市民の暮らしを

守り豊かにする役割を果たすこと、2つには、市民と職員の声に真摯に耳を傾け、市民と職員との共同で憲法がいきる民主的な市政を実現すること、3つには、これまで培ってきた名古屋の良さを活かして、「住んで良かった」と名古屋に住むことを選んでもらえる名古屋のまちづくりを、市民とともに作っていくことと考えます。

こうした視点から、私たちは、名古屋市2020年度予算への重点要望を、以下の通りまとめました。

貴職に対し、切実な市民の願いとして、真摯にご検討され、実現に力を注いでいただくことを要望するものです。

1、市民のいのちと暮らし、福祉・医療を守るために

(1) 子どもの権利を踏まえた子育て支援の充実を

- ①「子どもの貧困対策推進法」および「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、子どもの貧困に関する指標の改善を盛り込んだ行動計画を作成すること。
ひとり親世帯などに対する教育・学習支援については、対象の児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大すること。また、「子ども食堂」「無料塾」などのとりくみをさらに支援すること。
- ②就学援助・私学助成の所得制限緩和や、基準額を見直し拡充すること。就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとし、申請は学校だけでなく区役所の窓口でも受け付けるようにすること。就学援助の対象を高校生まで拡大すること。
- ③保育を希望する乳幼児には公的保育による保育実施義務を果たすこと。現在進められている市立保育園の民営化は中止すること。
またどの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立可能な、有資格者での配置ができる人件費の確保を、国に要請するとともに市として予算を確保すること。
認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育サービス水準に格差がないようにすること。
増加している企業主導型保育事業について、実態把握に努め、改善を要する事項は指導を行うこと。
- ④「幼児教育・保育の無償化」にあたっては、無償化の対象となるすべての施設が、認可保育施設と同等の基準を満たすことができるよう、運営費・施設整備費を補助すること。
給食材料費を（全年齢において主食費・副食費とも）無償にすること。少なくとも、「無償化」以前の利用料負担を上回ることがないように、減免制度を実施・拡充すること。
- ⑤学童保育所を小学校区に確保・充実し待機児童をなくすこと。学童保育所への運営費助成を拡充すること。学童保育所の土地及び施設の確保は、市の責任で行うこと。トワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しないこと。
- ⑥児童福祉法の改正によって児童相談所の充実が質・量とも求められており、児童虐待に迅速に対応するためにも、児童福祉司・児童心理司など専門職員の増員を行うこと。

(2) 安心できる介護保障の充実を

- ①介護保険への公費負担を当面6割に引き上げることを国に求めるとともに、介護保険料を一般会計からの繰り入れなどにより引き下げる。保険料・利用料の独自の減免制度を設けること。
- ②要介護認定の責任は名古屋市にあることを明確にし、介護認定業務委託化および集約化については、直営に戻し、早急に適正・公正・迅速な体制を整備すること。

- ③特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、特養入所待機者を解消すること。
- ④居住費・食費補助について補足給付に加えて補助を行い、負担を軽減すること。制度の見直しで自己負担が増えた場合も、補助を行うこと。
- ⑤いきいき支援センターを中学校区単位で設置すること。
- ⑥総合事業は、要支援者への訪問・通所介護を住民ボランティアなど「多様なサービス」に置き換えるのではなく、現行サービスを維持したうえで上乗せして新たなサービスを行うこと。
 - ア)「状態像の判定」は、本人・介護者、ホームヘルパーなどサービス提供者、ケアマネ等からの「生活状況の意見」も反映させ、介護サービスを切り捨てる道具にしないこと。運動型通所サービスでの送迎を実施すること。
 - イ)ミニデイ型・運動型通所サービスの6ヵ月での打ち切りはやめ、継続して利用できるようにすること。
 - ウ)自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めること。
- ⑦介護保険のすべての要介護認定者を、障害者控除の対象とすること。該当者には「障害者控除対象者認定書」を自動的に届けること。

(3) 必要な人にはすぐに生活保護の支給を

- ①生活保護の相談・申請にあたっては、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など違法な「水際作戦」を行わず、生活保護が必要な人には早急に支給すること。
- ②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やし、ケースワーカーの1人当たり担当世帯数を国標準(80件)とすること。また担当者の研修を充実させ、利用者に寄り添った援助を個別に丁寧に行うこと。
- ③国に対して、生活保護基準の引き上げ、エアコン設置購入費の支給を全生活保護受給者に拡げ電気代は夏季加算として支給するよう求めること。

(4) 皆保険を支える国民健康保険の改善を

- ①国民健康保険の都道府県単位化後も一般会計からの繰り入れを続け、払える保険料に引き下げること。当面1人平均1万円の引き下げをめざすこと。18歳未満の子どもについては均等割を免除すること。
- ②法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は、対象者全員に自動適用すること。
- ③保険料滞納者への一律で機械的な差押えや資格証明書発行をやめること。とりわけ、18歳(年度末)までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯への発行はしないこと。また短期保険証については、有効期限を最低6ヵ月とすること。滞納者には看過の猶予や処分停止、分割納付の柔軟な運用など、粘り強くていねいな納付相談を基本に解決すること。
- ④生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対して、一部負担金減免制度を実施すること。

(5) 子どもと障害者、高齢者の福祉医療制度の拡充を

- ①子どもの医療費無料制度を入院・通院とも18歳年度末までとすること。
- ②障害者医療費助成の所得制限を廃止するとともに、精神障害者の自立支援医療受給者も障害者医療費助成制度の対象とすること。
- ③70歳から74歳の高齢者の医療費負担は2割自己負担を1割とし、75歳以上の高齢者の医療費の1割負担は無料とする、市独自の助成制度を設けること。
- ④妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(6) 希望するサービスが利用できるように障害者（児）施策の拡充を

- ①障害者差別解消推進条例の実施にあたっては、市の施策自身が違反しないよう十分な対策を講じること。市の施策を第三者の立場から点検・指導する制度を設けること。既設の障害者差別相談センターは、市直営事業にし、調整・助言にとどまらない一定の権限を持たせること。
- ②障害者が24時間365日、地域で安心して生活するために、希望する障害福祉サービスが利用できるようにすること。重度の障害のある人の生活を支えるため多機能型小規模入所施設をつくること。また障害者（児）の福祉サービスの利用料、給食費などの利用料負担を無償にすること。
- ③入院中だけでなく通院のヘルパーも、病院内・診療中の付き添いに対して、名古屋市として補助を行うこと。入院時のヘルパー利用の制限をなくすこと。
- ④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「介護保険利用を優先」と一律にすることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにすること。そのため65歳到達前に障害者本人の利用（意向）状況聴き取り調査を障害福祉と介護保険担当で行うとともに、障害者本人に制度の説明（介護保険で同等のサービスを利用する料金説明）を行うこと。また介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に対して、障害福祉サービスの支給期間の短縮を行わないこと。
- ⑤圧倒的に不足する障害児の通所療育支援の場を整備し、必要な時期に必要な療育が保障されるよう名古屋市の責任において待機児童解消策を講じること。また公立の地域療育センター（西部および北部地域療育センター）について、指定管理者制度の導入、民営化をせず公立公営を堅持すること。

(7) 市民の「移動」と「居住」の保障を

- ①自動車利用と公共交通の割合の目標を「6：4」（現在64：36）から「4：6」にすることをめざしつつ、当面「5：5」に引き上げ、公共交通の充実を図ること。そのため市バス路線を、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実すること。また市バス営業所や地下鉄駅務の外部委託をやめ直営を堅持すること。
- ②敬老パスは、利用制限や一部負担引き上げを行わず、所得制限・利用制限のない65歳からの現行制度を守ること。また名鉄・JRなどへ利用を拡大すること。
- ③プラットホームからの転落防止のため、市営地下鉄全駅に可動柵を早期に設置すること。とりわけ相互直通運行を行っている鶴舞線にも設置するため、名鉄に対し設置を前提に協議すること。
- ④高い倍率となっている市営住宅戸数を計画的に増やすこと。老朽化した住宅の建て替えを推進すること。建て替えが困難な老朽住宅については総合的なリフォームを行い、子育て世帯の入居を促進すること。
- ⑤「若者単身・新婚・子育て・ひとり親、高齢者独居・夫婦」世帯に家賃補助等の支援策を実施すること。また若者単身世帯の市営住宅入居を認めること。

(8) 市民の医療や福祉をまもるために

- ①無料低額診療事業を拡充し、生活保護にいたらない低所得者に対し、必要な医療が受けられるようにすること。また、無料低額診療事業を実施する医療機関に対し補助を行うこと。
- ②市立病院にたいし、一般会計からの補助金の削減を行わず、病院財政を支えるとともに、更に患者サービス向上を図るよう財政支援をすること。医師、看護師の確保に向けた施策を緊急に進め、産科、小児科医師不足の解消に向けた対策を具体的に検討すること。病棟の看護体制をさらに充実すること。

- ③新「福祉人材確保基本指針」により、民間社会福祉施設において公務員に準じた賃金・労働条件が保障されるよう、財政的な支援と適切な監査・指導をすること。公私間格差是正制度は堅持・拡充すること。

(9) 消費税増税に反対を

- ①消費税の10%への引き上げに反対するとともに、市の公共料金への転嫁を行わないこと。

2、中小企業の賑わいが、元気な名古屋をつくる

(1) 小規模企業の振興に関する基本計画の確立を

- ①2014年6月に施行された小規模企業振興基本法に基づく、名古屋市中小企業振興基本条例を活かし、中小企業を主役に据えた地域循環型の経済を推進する5年間の基本計画を立てること。
- ②環境局や健康福祉局、住宅都市局などが独自に行っている補助金・助成制度は、施工業者を市内の中小企業・中小業者に限定するなど、市内の中小業者の経営改善に結びつくように、市民経済局がイニシアチブを持って取り組むこと。
- ③「中小企業意見交換会」、「名古屋市経済対策推進会議」に小規模企業・家族経営者の意見も反映されるように、メンバーに加えること。
- ④5人以下の小規模企業・家族経営の実態を把握するため、「全事業所調査」などを実施すること。
- ⑤新規開業者にむけた補助金制度や家賃補助制度等を創設すること。

(2) 地域循環型の経済創出のために

- ①地域循環型の経済を作るために、名古屋市がイニシアチブをとり、仕事起こしと、地域振興策で、事業を存続しやすい環境をつくること。そのために「住宅リフォーム助成制度」を実施すること。また改修工事の発注や備品の購入先について地元の業者を優先し、商店リニューアル助成制度を創設すること。
- ②中小商店の減少、商店街の衰退に加え、大型店・スーパーの身勝手な出退店により、高齢者などが食料品・日用品を購入できない「買い物困難地域」が広がっている。区を通して地域を掌握し、空き店舗利用やミニ店舗、マルシェ開催などの具体的な対策を考える、地域住民と事業者、NPO法人などが参加した検討会を開催し、買い物難民対策の具体的施策を実施すること。
- ③雇用でも経済効果でも地域経済へ大きな比重を占める介護・福祉事業分野の中小規模各種法人への事業改善と継続のための支援を行うこと。介護従事者の負担軽減、福祉充実につなげるため、中小企業の技術を活用した研究、開発への支援を行うこと。
- ④大企業には下請け単価の適正化や内部留保の還元など、地域での社会的責任を果たすように働きかけを強めること。

(3) 融資制度を改善し中小業者の事業継続の保障を

- ①小規模企業等振興資金への利子補給または保証料補助を行うこと。また名古屋市小規模事業金融公社の事業基盤強化のために、公社への支援と補助金を増やすこと。市内の中小業者が公社を利用しやすいように、保証人なしの制度を創設すること。納税のための融資も対象とすること。
- ②名古屋市独自の新規開業者への融資制度を創設すること。新規開業者向け制度融資の保証料・利子補助を行うこと。

3、青年をはじめ労働者がいきいき働けるルールを

(1) 青年が希望をもって働けるために

- ①青年層の就労支援をはじめ、総合的な雇用対策を推進すること。
- ②働く者の権利をわかりやすく解説したパンフレットやリーフレットを、名古屋市として作成し行政機関の窓口(区役所、HP等)に配置すること。
- ③ブラック企業・ブラックバイトに関する啓発リーフレットを発行し、高校・大学生などに配布するとともに、高校生へは説明会を開催すること。
- ④近年、職場でのハラスメントによる自殺や健康被害、職場環境の悪化などが増加し深刻な問題となっている。2020年4月施行の女性活躍・ハラスメント規制法にもとづくハラスメント対策の義務化等について、名古屋市としても周知・啓発につとめること。同法は罰則を伴う禁止規定がなく、実効性を確保できるかどうか課題となっており、改正を国に働きかけること。
- ⑤独自の無利子奨学金制度を創設するとともに、多額の奨学金返済を抱え市内で働く若年労働者に対して、利子補給支援などの返済支援制度を設けること。
- ⑥市立大学や中央看護専門学校の授業料の軽減を図り、家庭の年収が400万円以下の学生の入学金・授業料の減免制度を設けること。

(2) 市民が生き生き働けるルールを

- ①市が発注する仕事にかかわる労働者に、労働報酬下限額を設定するなど、適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すること。その時給は1000円以上にすること。
- ②最低賃金の時給1500円をめざし、当面1000円以上にするように、国・愛知労働局に働きかけること。とくに、地域間の人口流出問題やコンビニエンスストアにおける飲料水が同一の値段で販売されるように、そこで働く労働者も同様な賃金にするために、全国一律最低賃金制度について国に働きかけること。また、名古屋市で働くすべての非正規労働者の賃金を改善し、時給単価を早急に1000円以上に引き上げる努力をすること。
- ③市の入札・契約制度は、価格のみの「一般競争入札」から、労働条件確保のほか、地域への貢献度、環境への配慮、男女平等参画など「総合評価一般競争入札」へと転換すること。
- ④個別労使紛争などの解決にむけて、関係機関とも協議して市役所に労働相談コーナーを設置すること。
- ⑤多重債務、雇用問題など住民がすぐに相談できる総合的な窓口を設置すること。
- ⑥福祉、保育職場、とくに障害者および介護施設に働く労働者の雇用安定のために、「福祉人材確保指針」の趣旨にもとづき、名古屋市として独自の補助制度を創設・拡充すること。
- ⑦急増する外国人に対し、多言語での相談窓口を設けること。窓口を紹介するだけでなく、SNSを活用して、通訳と相談を同時におこなうワンストップサービスとすること。

4、どの子ども生き生き学ぶことができる教育・学校づくりを

(1) 子どもの就・修学を保障するために

- ①学区住民の合意のない小学校区の統廃合や中学校と小学校の統合による小中一貫校による統廃合を行わないこと。
- ②老朽化した市立高校の校舎のリフレッシュ改修を早急に行うこと。その財源を捻出するために校地の貸付、売却を求めないこと。
- ③公費で市立高校の冷暖房が行えるようにすること。

- ④高等学校等給付型奨学金制度を拡充し、生活保護世帯および高校4年生も対象とすること。
また、日本学生支援機構に対して奨学金制度のさらなる改善を求めること。
- ⑤「不登校」の子どもたちや高校中退者へのアウトリーチ事業を行うこと。
- ⑥特別支援教育を拡充、養護学校高等部を設置し、どの子どもも排除しない教育を推進すること。
 - ア)小・中・高の校舎のバリアフリー化をすすめること。車いすが利用できるトイレの複数設置を図ること。
 - イ)重度の肢体障害児が通える特別支援学校を名古屋東部に設置すること。
 - ウ)若宮商業高校に併設となる高等特別支援学校に十分な予算をつけること。
 - エ)特別支援学校高等部卒業生を対象にした2年間の専攻科を設けること。

(2) 学校給食の充実のために

- ①小学校の給食について内容を充実させ、無償化すること。当面、内容の充実については保護者負担だけに頼らず、公費も支出すること。また、正規職員を拡充し、これ以上民間委託せず、市の直営自校式へ戻すこと。
- ②中学校については、現行のスクールランチ方式も小学校給食と同様の学校給食として充実し、無償とすること。
- ③夜間定時制高校の給食については、中学校給食と合わせた入札とするなど、維持をはかること。

(3) 子どもたちに寄り添える学校にするために

- ①新学習指導要綱の円滑な実施や、いじめ・不登校問題を抱えた生徒に対応するために、正規教員を増やして少人数学級を実現すること。
- ②物価上昇、消費税の引き上げも考慮して学校運営費を大幅にひきあげること。
- ③部活動指導員を大幅にふやし、高校にも配置すること。
- ④高校に有資格のスクールソーシャルワーカーを必要に応じて配置すること。
- ⑤日本語を母語としない児童・生徒に対応する専門的な人材を、必要などところに配置すること。

(4) 防災対策を強化し、子どもの安全を守るために

- ①学校の安全点検を行い、建物だけでなく施設・設備の耐震対策を行うこと。
- ②地域の避難場所になっている学校の備蓄・設備の充実や運営体制を充実すること。
- ③防災教育とともに、地域とも連携した防災訓練を充実すること。
- ④原発事故に対する対策を検討し指針を定めること。放射線測定装置を配置すること。

(5) 高校生や大学生の就職を応援するために

- ①キャリア教育とともに労働法などの労働教育を充実すること。

(6) 「戦争する国」づくりに向けた教育を行わないこと

- ①教科「道徳」などによる愛国心教育を強制しないこと。
- ②「戦争を肯定する」育鵬社・自由社の中学校教科書は採択しないこと。
- ③教科書展示会の会場を各区に1カ所は設置し、人員配置に必要な予算を措置し、市民の意見が出しやすくすること。
- ④中高生の自衛隊での職場体験を認めないこと。自衛隊に中学・高校卒業予定者の情報等を提供しないこと。

(7) 自然体験や環境教育の充実を

- ①小中高生が利用する野外学習センター、野外教育センターの施設・設備を充実させること。
- ②小中高等学校において環境教育を充実すること。
- ③原発に依存せず、再生エネルギー社会をめざす教育をすすめること。

(8) 主権者教育の充実のために

- ①高校における生徒の選挙活動・市民的自由など政治活動を保障すること。
- ②学校における主権者教育を推進するとともに、外部からの政治的・権力的な介入を排すること。
- ③生徒・保護者・地域と共同し、開かれた学校づくりをすすめること。

5、大型開発優先でなく、環境にやさしい名古屋づくりを

(1) 環境と市民の健康と安心を第一に

- ①大気汚染常時監視測定局が大幅に削減されたが、名古屋市全体の汚染状態を把握する観点から、現在の測定局数を上限とすることなく、測定局の設置数を見直し必要な地点に新設すること。
- ②PM2.5の環境基準を達成維持すること。環境基準より厳しいWHO並みの環境目標値を掲げ、汚染低減をはかること。
- ③ぜん息患者への医療費助成制度を実施すること。
- ④封じ込めなどの措置済み施設であっても震災で倒壊すればアスベストが飛散する危険があり、アスベスト使用施設（含む市営住宅）から早期にアスベストを除去すること。民間施設に対してはアスベスト調査・除去費用の補助制度活用を進めるとともに、解体工事現場への監視・立ち入り指導を強化すること。

(2) 原発ゼロ、再生可能エネルギー活用で温暖化防止対策推進、環境先進都市を

- ①化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換を進めること。名古屋市として再生可能エネルギーへの具体的な転換目標を立て、専門部局を設けて推進すること。太陽光発電、風力発電など再生可能エネルギー導入への支援を拡大、充実すること。また「自然エネルギー条例」を制定し、事業に取り組む中小企業を支援すること。
- ②南海トラフ巨大地震の震源域に立地する浜岡原子力発電所は永久に停止、廃炉として、核燃料を安全な場所へ移動させるよう中部電力に申し入れること。
- ③名古屋市民にも多大な影響を与える原発を所有する関西電力、日本原子力発電、日本原子力研究開発機構にも、立地や稼働に対し意見が言える立地自治体に準じた安全協定を申し入れること。
- ④福島第一原発事故に関連して、名古屋市へ避難されている方の健康を守り、不安を解消するために十分な支援を行うこと。
- ⑤名古屋市での放射能影響を把握できるよう放射線測定のモニタリングポストを増やすこと。
- ⑥放射線対策を抜本的に強化し、健康への影響について市民に説明し、丁寧な情報開示に努めること。また、特に幼稚園、保育園、小中高校の放射線管理の指針を明らかにするとともに、子どもの避難対策を強化すること。

(3) 環境と市民生活に影響を与える事業は見直しを

- ①木曾川水系連絡導水路計画は中止するよう国に働きかけること。長良川河口堰の開門調査を早期に実現するよう、国と県へ合同会議の開催を働きかけること。

- ②あおなみ線でのS L定期走行、中部空港二本目滑走路、リニア開業を見据えた名古屋駅周辺まちづくり構想など不要不急の大型事業は行わないこと。
- ③金城ふ頭の巨大立体駐車場など開発に起因する基盤整備については関連企業にも応分の負担を求めること。またアジア最大級の大規模展示場建設は中止すること。
- ④「廃止候補路線」となった山手植田線や八事天白溪線など都市計画道路に関しては速やかに都市計画を変更すること。市長が2014年12月に「道路事業の廃止」を発表した弥富相生山線については、早期に都市計画を変更すること。

(4) 環境都市なごやを目指してより積極的な施策を

- ①「環境科学調査センター」を公害防止、環境保全、市民の健康を守る施設として、調査、研究体制を維持、充実させること。そのために必要な体制を確保すること。市民の安全と安心に関わる測定、調査業務は民間に外部委託せず、市が実施すること。新たに基準や監視項目に追加されたものは市で測定すること。
- ②大気汚染物質の環境目標値については、PM2.5を含め引き下げることなく、早期達成をすすめること。
- ③市内を流れる河川の浄化に引き続き努力すること。河川の水質基準、類型指定引き上げを県に働きかけること。
- ④新たな路面公共交通システムについては、自動車からの転換と市民の生活の足としての役割を果たせる計画とすること。
- ⑤自転車利用促進のために、自転車道整備や駐輪場の無料化を行うこと。当面、地下鉄付近の駐輪場は公共交通利用の中学生、高校生、大学生においては無料にすること。
- ⑥四日市では「四日市公害と環境未来館」が開設されたが、名古屋でも市内で起きた「公害」を後世に伝え、再び深刻な公害被害を未然に防止するために、「公害資料館」（仮称）を、公害被害者や市民の協力も得てつくること。

(5) 様々な問題を抱えるリニア新幹線は、中止を

- ①過大な需要予測、財政負担、環境への影響、エネルギー浪費などの問題を抱えるリニア建設は、中止するようJR東海に申し入れ、国に対してはたらきかけること。
- ②リニア中央新幹線の計画について電磁波による健康被害、地盤沈下、地下水への影響、土砂の処分方法など多くの心配があり、住民の不安に応え丁寧な説明が行われるようにJR東海に働きかけること。
- ③名古屋市など沿線自治体から環境アセスメントで指摘した事項について、JR東海からは十分な回答がなされておらず、あらためて市の指摘事項の反映状況を検証すること。
- ④名古屋市として市民の不安に応えるため、市民からの要望、相談を受け付けること。また、JR東海が環境保全事務所で聞いた市民の要望を市として把握するシステムを作ること。
- ⑤立ち退きへの不安などを抱える沿線住民に対し、JR東海が説明責任を果たすよう、市として申し入れること。用地買収などJR東海が行うべき仕事を行政が肩代わりしないこと。
- ⑥JR東海は、これから進めようとしている大深度地下工事は地上権者には影響を与えないとしているが、東京外環道路の工事では貧酸素ガス（殺人ガス）が地表に噴き出す被害が発生している。地上権者への地下使用にかかわる補償も含めた丁寧な計画の説明を行うよう、JR東海を指導すること。
- ⑦JR東海が進める、リニア中央新幹線の日吉トンネル工事(岐阜県瑞浪市)のさいに、ヒ素など有害物資を含む汚染土を、南区大江川河口（名古屋港港湾区域）への埋立計画を断固として拒否すること。

(6) 必要のない呼び込み型の大型開発を止める

- ①名古屋駅近辺へのカジノの誘致が検討されようとしているが、刑法が禁ずる賭博を合法化して地域経済を吸い上げ、ギャンブル依存症など不幸をまき散らす、カジノは誘致しないこと。また国に対してカジノ実施法の廃止を求めること。
- ②公共性がなく大企業の私有財産形成を応援する高級（ラグジュアリー）ホテルへの立地促進助成は行わないこと。
- ③過大な需要予測にもとづく中部空港二本目滑走路の建設促進活動から脱退すること。

6、地震・台風などの災害から市民を守る

(1) 災害を防ぐ防災・減災施策を着実にすすめること

- ①海岸・河川の堤防・防波堤・防潮壁・護岸・水門など、水際の防災施設について、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など補強改修を急ぐこと。管理主体が異なる防災施設について、情報共有をすすめること。災害がれき対策を全庁的かつ広域的にすすめること。
- ②従来の規模を大きく超えるスーパー台風の発生や突然の局地的な豪雨災害への備えを強化すること。浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の福祉施設等での避難計画策定を支援し、予防的避難もふくむ訓練実施と情報連絡体制づくりに取り組むこと。
- ③暴風被害に備えて、耐風性の基準や対応基準をつくること。風力測定箇所を増やすこと。
- ④災害時のライフライン確保のためにも、ライフラインの耐震化、老朽化対策を進めること。水道事業などの直営を堅持し、消防職員を「消防力の整備指針」に基づき増員すること。
- ⑤大規模停電（ブラックアウト）が2年続けて発生したことを踏まえ、あらためて電力会社に対応の強化を要請するとともに、電線の地中化、非常電源・自主電源の確保をすすめること。
- ⑥丘陵部の宅地の危険性に関する検査結果を踏まえ、大規模盛り土造成の分布状況を把握し、宅地の耐震化など具体的な対策を推進すること。
- ⑦民間木造住宅の耐震診断および改修工事への助成制度をさらに拡充すること。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進すること。
- ⑧市内にある危険なブロック塀等の実態調査を行い、道路沿いに限らず広場や公園に隣接するブロック塀も撤去助成の対象とするとともに、代替フェンス設置への補助制度なども設けて撤去を促進すること。

(2) 必要な地域に有効な避難の場を確保すること

- ①津波災害警戒区域に指定された地域への津波ハザードマップの作成、避難訓練の実施、固定資産税の減免制度も活用した避難施設の確保、避難促進施設の管理者による避難確保計画の策定など、津波から確実に「逃げる」体制を早急に整備すること。あわせて、住民と関係事業者等への周知を徹底すること。
- ②津波浸水予想地域での新設ビルには津波避難機能を義務づけ、コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替えること。大規模風水害に対応する広域避難のために近隣自治体及び県と連携し、日常的な情報交換や訓練に努めること。
- ③特別な支援を必要とする市民のための福祉避難所の設置を拡大すること。避難所のバリアフリー化を進めるとともに、難病患者を含む災害時要援護者リストの充実をはかり、必要な対象者には個別避難（支援）計画を策定すること。
- ④災害関連死を防ぐための避難所の環境改善に取り組むこと。とりわけ、「トイレ、キッチン、ベッド」（TKB）の改善・整備に向けて必要な装備（様式の移動式トイレ、キッチンカー、段ボールベッドなど）を計画的に整えていくこと。

⑤避難所施設では、とくに女性の人権・ニーズに配慮した運営を行うために避難所運営組織への女性参加をルール化すること。

(3) 防災情報を市民に確実に届け、防災訓練・防災教育を進めること

- ①各地域・職場で行われる防災訓練、避難訓練、避難所運営訓練および住民主体の防災マップづくりを支援すること。防災リーダーの育成に計画的に取り組むこと。
- ②学校での防災教育・防災訓練を強化すること。学区の避難場所として学校の用務員・調理員を含む職員体制を充実すること。市内の大学や私立高校などと避難所利用協定を積極的に結ぶこと。

(4) 被災者の住まいと生活の再建を支える施策を拡充すること

- ①被災者生活再建支援法などの支援対象外とされながら、実際には最も多くの被災世帯が該当している「一部損壊」世帯までを対象とした、独自の被災者支援制度を設けること。
- ②被災者生活再建支援金を最大 500 万円（全壊）になるよう独自助成制度を設けること。

7、女性の人権を尊重し、男女平等参画社会を推進するために

- ①同一労働、同一賃金を推進すること。
- ②女性が働き続けられるために、憲法、労働基準法、育児休業法などに基づき、産休、育休、介護休暇が完全取得できるよう、企業や学校対象の研修や講演の推進など、周知徹底させる取り組みを強めること。
- ③働く女性が妊娠、出産により不利益な扱いを受けないよう、企業に対し、研究、講演の推進など、周知の取り組みを強めること。
- ④審議会委員・女性管理職の比率をあげることを、さらに推進すること。
- ⑤学校での、子どもの発達と心身にそくした男女平等教育を推進すること。
- ⑥所得税法 56 条を廃止し、自営業、農業従事者の労働を正当に評価するよう国に求めること。
- ⑦男女平等参画条例にもとづき、職場・地域・家庭における女性への差別、セクハラ、DV への相談・支援対策をすすめること。
- ⑧性暴力被害者への支援を充実させること。
- ⑨性的少数者（LGBT）に対する理解を深め、差別や偏見をなくすように啓発活動を進めること。
- ⑩日本軍「慰安婦」問題解決のために、日本政府に対し「加害の事実を認め被害女性に対して謝罪と補償を行うこと。教科書などに『慰安婦』問題を記述して次世代に継承すること」えお強く働きかけること。

8、文化、芸術、スポーツが光る愛知を

(1) 市民とともに進む文化、芸術振興施策を

- ①文化芸術基本法の趣旨をふまえ、表現の自由を守るために市民の表現活動の機会を公的に保障すること。文化・芸術活動への助成にあたっては、“金は出しても口は出さない”という原則を徹底すること。
- ②市民会館建替による跡地を含む金山の再開発には、市民会館利用者や市民の意見をよく聞き、文化、芸術、スポーツの場となる施設にし、市民本位の文化都市としての名古屋を象徴するものにする。ボストン美術館跡を文化芸術関係の集会的な施設として再利用すること。

- ③名古屋市には「客席 1000 人級のホール」が少なく、公演の「名古屋飛ばし」が起こっている。自主的な演劇鑑賞活動の保障などのためにも、県と連携して演劇公演も可能な「客席 1000 人級のホール」を建設すること。
- ④創造拠点としての「稽古場」不足解消のため、統合で閉鎖・廃校する小・中学校の利用を検討すること。
- ⑤定期的に行われ実績を積んでいる地元文化行事について、文化小劇場などの優先利用させるルールを検討すること。
- ⑥市美術館、博物館などの企画展等の入場料をできるだけ安くすること。働いている人に対して入館時間の延長日をふやすこと。展覧会をする人に対し、会場料をできるだけ安くすること。
- ⑦トリエンナーレ等大型事業時も、現代アートを減退させず、地元文化の活性化を考慮するとともに、地元芸術家たちとの連携を持ちつつ、もっと親しみやすい美術展とすること。
- ⑧動植物園、水族館、科学館、博物館、美術館等で、市民の声を受け止め、魅力ある企画をさらに推進すること。
- ⑨図書館の指定管理者制度を見直すとともに、「なごやアクティブ・ライブラリー構想」は、市民や利用者、学識経験者の意見を聞き、再検討すること。
- ⑩市民芸術祭は、助成金の増額や会場費の負担などで、より魅力的なものとする。小説、詩、短歌、俳句、川柳など文芸出版活動への助成で、文芸振興をはかること。
- ⑪希望する文化芸術分野の団体と観光文化交流局との懇談を、各ジャンル代表が参加した年 2 回以上の定期的な懇談会（文化懇談会）にすること。
- ⑫映写機のデジタル化にともなうフィルム機の保存、管理など、映像文化の保存について、関係者の意見も聞いて検討し、必要な予算処置を講ずること。

（２）スポーツ基本法に基づき名古屋市のスポーツ施策の充実をはかり推進すること。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利です。市民の誰もがスポーツを楽しめる条件を拡充すること。

- ①体育館や野球場などスポーツ施設の利用者が増えているが、会場の確保が年々難しくなっている。施設の増設を進めること。遊休施設、土地の活用をはかること。
- ②「2018 年第 2 期名古屋市スポーツ推進計画にある施策体系のスポーツに親しむ場の整備にある市立学校等の開放」を高校、大学まで広げ、民間及び企業スポーツ施設との提携も視野に入れて取り組むこと。
- ③施設利用料について受益者負担の原則を取り入れないこと。それによる値上げをしないこと。
- ④2026 年アジア競技大会はオリンピック憲章の根本原則に基づき「スポーツを通じた友好と平和の祭典となるよう開催都市である名古屋市の責務を果たすこと。既存施設を最大限利用し、市民スポーツの振興につながるよう、市民が参画した予算、大会運営、施設整備計画とし、透明性のある組織運営とすること。
主会場となる瑞穂運動公園においては大型開発で巨費を投じるやり方にならないようにし、環境や日々の暮らしに悪影響が出ないようにすること。市民、競技者双方の意見を聴きアジア競技大会の後利用を含め民主的な運営を貫くこと。
- ⑤学校での運動部活動は外部指導者の地位と適正な報酬の確保を前提とし、その拡大により教職員の負担軽減をはかること。

9、「平和名古屋市宣言」に基づいて、憲法 9 条が生きる平和な名古屋を

(1) 「非核平和都市宣言」を決議し、非核・平和行政を推進するために

- ①核兵器禁止条約が採択された今、改めて核兵器のすみやかな廃絶と非核三原則の厳守、憲法擁護を含む「非核平和自治体宣言」を決議すること。核兵器廃絶と恒久平和の確立に寄与する非核平和事業を予算化すること。また日本非核宣言自治体協議会に加入すること。
- ②「愛知・名古屋 戦争に関する資料館」において、戦争体験の継承・戦跡の調査・戦争資料の収集を進めること。資料として、「原爆と人間」（日本被団協作成）を加えること。愛知・名古屋戦争に関する資料館において、核兵器の非人道性を理解するためにも、被爆の実相を伝える原爆パネルの展示を含む、企画展示を行うこと。各区の図書館や生涯学習センター、区役所など市民に身近な場所での「収蔵資料展」「原爆パネル展示」「広島市立基町高等学校の生徒による『原爆の絵』」の活用を行うこと。
- ③平和首長会議への加盟自治体として、平和首長会議提唱の2020年までの核兵器廃絶をめざす行動指針「2020 ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を実践すること。
- ④侵略戦争の反省にたつてつくられた憲法の精神にたち、歴史の真実に向き合う姉妹友好都市交流、憲法9条にもとづく平和都市外交を広げること。
- ⑤政府に対し、憲法違反の「安保法制（戦争法）」「秘密保護法」「共謀罪法」廃止、「集団的自衛権」容認の閣議決定撤回を求めること。
- ⑥戦争、被爆体験を聴く取り組みや、広島、長崎の平和記念式典への参加など、小・中・高生への平和の大切さを伝える取り組みを強めること。
- ⑦小・中学校における平和読本の作成・活用をはじめとした学校平和教育を推進すること。職場体験、「総合学習」などによる自衛隊職場体験や、自衛官の募集を中止すること。

(2) 被爆者支援の強化のために

- ①名古屋市においても被爆者への支援を強化すること。被爆者全員に援護費として毎年1万円支給すること。
- ②原爆被爆者の自主的な活動を進めるために、補助金を増額するなど支援すること。
- ③被爆二世、三世の対策についても、名古屋市としてアンケートや健康診断、健康相談など積極的に進めること。横浜市、堺市、吹田市などのように、被爆者二世健康手帳を交付すること。

(3) 航空宇宙産業クラスター形成特区の軍事産業との一体化を防ぐために

- ①「武器輸出三原則」撤廃は、憲法の平和原則を蹂躪する暴挙であり、国に対して、防衛装備移転三原則の撤回と武器輸出三原則の厳守を求めること。
- ②愛知県とともに指定を受けた「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」においては、軍事産業支援につながる施策はとりやめ、「特区」の成果の軍事転用の禁止を明確にすること。
- ③核攻撃機である米軍機を含め他国の軍隊のF35が飛来して、名古屋飛行場に隣接する三菱重工において修理点検することに対して、名古屋市として反対の意志を表明すること。
- ④機体の欠陥が多数指摘されているF35Aの市街地上空での試験飛行が再開された。国に対し試験飛行反対を申し入れること。
- ⑤国内で最終組立て等を行ったF35Aは米国政府が管理しており、日米地位協定が適用される。米軍機の試験飛行や修理を目的とした名古屋飛行場利用の取り決めについての考え、また地位協定のどの規定で利用しているのか明らかにすること。
- ⑥名古屋市地域防災計画では、民間機と自衛隊機の墜落などの対策が述べられている。しかし、三菱重工でテスト飛行を行っているF35は、「日米地位協定の適用のある航空機」であれば、日本の法律による対策がとれないことになる。名古屋市として、このような航空

機の災害にどう対策するのか、見解を示すこと。

- ⑦ F 35 の試験飛行、リージョナルデポを受け入れるのであれば、名古屋市地域防災計画にも位置づけを行うべきである。見解を明らかにすること。

(4) 航空自衛隊小牧基地、自衛隊の行軍訓練などに関して

- ① 地元 2 市 1 町が求める「輸送・教育業務」を超える小牧基地機能強化反対の意思を、名古屋市としても国に示すこと。ブルーインパルス展示飛行・地上展示に反対すること。自衛隊機の低空飛行などの危険な訓練の中止を求めること。
- ② 地元 2 市 1 町が、小牧基地・政府に求める米軍機、他国の軍用機の県営名古屋空港の利用禁止を、名古屋市としても求めること。
- ③ 市民の安心・安全を守るため、名古屋市として、行軍訓練をはじめ、基地・演習場外で行われる、あらゆる訓練や演習の中止を、陸上自衛隊第 10 師団に申し入れること。訓練や演習に関連した自衛隊員の公園や公的施設の利用は、住民に恐怖を与え、公園利用を阻害するので貸し出さないこと。

(5) 名古屋港へ戦闘艦を入港させないこと

- ① 商業港であり平和な港である名古屋港に、米艦船の入港が相次ぎ、自衛隊艦船の入港についても常態化している。全ての軍事艦船の入港に反対すること。
- ② 全ての外国軍艦に非核証明書を求めることを柱に「非核名古屋港宣言」を行うこと。
- ③ 名古屋港での米軍の陸揚げにあたっては、実態を調査・把握し、市民の安全を確保するために検疫を厳密に行うよう国に求めること。

10、「市政の主人公は市民」を貫く市政を

(1) 健康で文化的な生活がいとなめるまちを

- ① 市政運営の基本は、憲法と名古屋市基本構想の「憲法精神にもとづき、ひとりひとりの基本的人権がまもられ、健康で文化的な生活のいとなめる個性豊かなまち、名古屋の建設をめざす」理念を活かし、民主的・自主的な行財政運営を行うこと。
- ② 富裕層に有利な一律減税（5%）を廃止し、低所得者、高齢者、中小零細業者等の、生活改善を図る減免制度の拡充で、福祉施策を充実させること。
- ③ 行財政改革はコストや定員の削減を前提・優先とせず市民の暮らしと安全を向上させることを最優先とすること。
- ④ 市の行政運営は直営・正規職員を基本とし、住民サービスの拡充は職員の増員によるマンパワーの充実で行うこと。あわせて、すべての現業業務で新規採用を再開すること。災害時であっても機能する職員体制とすること。
- ⑤ ゴミ処理行政について、民間委託ではなく、直営事業として行うこと。また、さらなる民間委託の拡大は、行わないこと。
- ⑥ 公共性がきわめて高い上下水道事業の運営については、公営企業法に基づく体制とすること。

(2) 民主的・自主的な行財政運営を

- ① 市の機関・公所・窓口などは、市民サービスの観点から集中化は行わないこと。市税事務所は区役所に戻すこと。指定管理者制度などによる行政責任の放棄やコスト削減優先の「公の施設」の見直し、事務事業の民営化をやめること。
- ② 政策形成過程の文書・情報を含め名古屋市の情報をすべて主権者である市民に公開し、市

民が行政施策の形成に積極的に参加できるようにすること。

- ③住民自治の要となる区役所機能を強化し、区独自予算の配分と区の権限を強化すること。
また住民自治の発展のため、学区単位の自治推進を支え、学区間の連携を支援すること。
- ④マイナンバーの運用を拡大しないこと。
- ⑤正規・非正規職員を問わず、全職員に憲法・地方自治法に関する研修を行うこと。

(3) 名古屋城について

- ①現天守閣の解体および木造化は中止し、今後については市民参加で抜本的に再検討すること。
- ②現天守閣の耐震改修と老朽化対策、バリアフリー改修を行うこと。
- ③歴史的価値が高い石垣を詳細に調査し、保全修復を丁寧にする。
- ④特別史跡にふさわしく学芸員を増員すること。